

令和元年10月28日

井原市議会議長
様

井原市議会議員

上野安是

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和元年10月14日(月)～16日(水)（3日間）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	アットビジネスセンター池袋駅前別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	議員カラップ基礎講座 ～議会改革・政治倫理・予算決算・調査権～
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	廣瀬和彦氏 (株)地方議会総合研究所(代表取締役)
5. 活動内容	別添のとおり

- 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
- 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

② 議会改革の効果を検証する

-なぜ効果がよいかを考える必要

議論・討議を行う理由は、議会における審議において多種多様な住民の意見（特に少数の意見）を十分に尊重した議論・討議を行ふ必要がある（あり），これにより，どこまで合意形成の範囲を広げられるかがポイントとなる。

之の際，議長委員長がアシスタントとしても機能することの必要となる。

検証手法としては

行政評価と，計量分析によるそれが子から計量分析（統計学的手法を用いて因果関係や相関関係をエビデンスに基づき検証）の方より客観的な評価を行なうことができる。

③ 議員が守るべき政治倫理とは

議員各個人が持ち合わせているものであり，本来は明文化する必要がないものである。しかし，様々な不祥事にかかる問題で，下記に起つてくる。

ハラスメント行為評価は被害者の主觀を検討点とし，平均的な被害者を基準に考える必要がある。

・権限を背景にしていないか？

・公私混同をしていないか？

・相手の人格を侵害していないか？

① 総算拠出予算・決算審議方法を考える。

予算審議（政策経費）にみたてのチェックポイント

- ① 事業の意義・目的、目標が明確であるか
- ② 重点施策、他の計画、関係施策との整合性が明らかか
- ③ 他の自治体で同様の事業があるれば、その状況を説明する
- ④ 民間や他のセクターで実施できているか
- ⑤ 事業費の積み上げを正確に算出されているか
- ⑥ 職員の増加、人件費、間接費の増加が明らかになっているか
- ⑦ 次年度以降の財政負担が明らかになっているか
- ⑧ 複数の実施方法と比較し最善策でみるとどう説明されているか
- ⑨ 事業の見直し時期が明らかになっていいるか
- ⑩ 新規事業、拡充するためには廃止縮小した事業はどのようすのか

決算の認定の考え方

・決算の認定とは、議会が二大算の内容を審査し、予算の執行が適法かつ適正に行われたことを地方公共団体の意思として確定認可する行為

① 議会の調査権を効果的に活用する

・所管事務調査権とは

常任委員会又は議会専門委員会が所管する事務に対する固有の調査権限といい、議会からの当該委員会へ調査権限委託の議決を有することなく、当該委員会自らが能動・自主的にテテラス調査権のこと

所管事務調査の目的

一般的な考え方

- ①条例案その他の議案立案のための調査
- ②条例案等の立案に至らない付託予定案件の審査のために調査することや議会が~~有する監視機能を働かせ子ための調査等~~

100条調査権とは

地方自治法第100条に根拠とする議会の調査権を指し、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことかであります権限といつ
↓

100条調査権に係る請れに反する場合、議会に告発する権限が付与され、その調査权の実効性が担保される。

(所感)

議会が~~有する~~機能を發揮するためには議会基本、条例に基づき(フヤツ)として改革を継続して実行していくことや必要であることを実感した。

以上